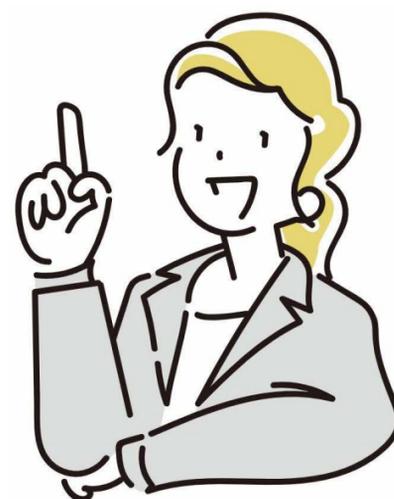


人材確保に掛かった 費用を助成します



申請期間

2025年4月1日(火)～2026年1月31日(土)

※補助金申請額の合計が予算上限に達した時点で申請の受付を終了します。

申請方法

LoGoフォーム(電子申請)

▼詳しくはこちら



補助内容

※「採用支援」のみ、個人事業主の方も対象です。

最大
30万円

	内容	補助上限額
採用支援 (インターンシップ)	中野区及び近隣区にある学校からインターンシップを受け入れる場合に補助します。	20万円
定着支援 (雇用環境改善)	就業規則の作成・見直し、一般事業主行動計画の策定等の社会保険労務士へのコンサルティング経費、従業員用設備の整備にかかる経費を補助します。	30万円 (補助率3/4)
定着支援 (子育て応援)	就業規則の中に、有給による子の看護等休暇制度を新たに定め、対象となる従業員が3日以上休暇を取得した場合に補助します。	2万円/人
育成支援 (リスキリング)	専門的な職務技能・技術・知識等を身につけるための研修の実施にかかる経費、業務上必要な資格等(国家資格を除く)の取得にかかる経費を補助します。	10万円 (補助率1/2)
育成支援 (資格等取得)	ドライバー不足解消を目的として、対象の資格を取得した場合に資格試験等に係る経費、および業務上必要な資格(国家資格に限る)の取得にかかる経費を補助します。	30万円 (補助率1/2)